

平成28年 第3回

教育委員会定例会会議録

とき 平成28年4月12日

品川区教育委員会

平成28年第3回教育委員会定例会

日 時 平成28年4月12日(火) 開会：午後3時00分
閉会：午後4時04分

場 所 教育委員室

出席委員 委員長 菅谷 正美
委員長職務代理者 鈴木 敏夫
委員 市川 信之助
委員 富尾 則子
教育長 中島 豊

出席理事者 教育次長 本城 善之
庶務課長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学務課長 有馬 勝
指導課長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 村尾 勝利
品川区図書館長 木村 浩一
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 古澤 浩一

事務局職員 庶務係長 小林 則雄
書記 和田 祐磨
書記 高下 聖矢

傍聴人数 1名

その他 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第55号議案 品川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 報告事項1 品川区教育大綱の策定について
- 報告事項2 平成27年度後期一般監査の結果について
- 報告事項3 平成28年度学級編制について
- 報告事項4 平成28年度移動教室について
- 報告事項5 都費教職員の任免等に関する内申について（転任）
- 報告事項6 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）

【菅谷委員長】 ただいまから平成28年第3回教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に鈴木委員、富尾委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
本日は、傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、会議の持ち方ですが、日程第2、報告事項5 都費教職員の任免等に関する内申について（転任）、並びに日程第2、報告事項6 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）の会議の持ち方について、お諮りいたします。

本件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第55号議案 品川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から品川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則の説明をいたします。

それでは、一つおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

今回改正する部分につきましては、教育委員会の会議規則の中で、議場内の秩序というところがございます。議場内には、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ類を携帯してはならないというところの中の、つえを今回、新たに削除しまして、議場内に携帯してよいものという形で今回の改正を行っているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

【菅谷委員長】 質疑はございませんでしょうか。どうぞ。

【富尾委員】 この、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさというのは、どの人もということなんですか。傍聴の方も、会議に出席している全ての人に対して適用するものということ、よろしいですか。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 議場内の秩序ということでございますので、この議場の中でのルールということになりますので、議場に入る全ての方が適用という形になります。

【菅谷委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 これは、仕込みつえの危険性とか、そういうのもあり得るのかもしれないんだけど、それよりも高齢者の必要性が高いという趣旨でよろしいですか。まあ、高齢者、障害者。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 おっしゃるとおり、そもそもが議場内に持ち込んで危険性のあるものということで挙げているものであります。ただ、昨今、障害者差別解消法の施行など、そう

いった動きもあります。それから、区議会傍聴規則の中でも、このつえを削除しているというような動きもありますので、それに合わせて教育委員会のほうでも同様に行うというような経過でございます。

【菅谷委員長】 どうぞ。

【教育長】 障害者差別解消法、この4月1日からの施行に当たって、区議会傍聴規則に合わせてこちらも見直したという形ですね。

【庶務課長】 はい。

【菅谷委員長】 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 第55号議案 品川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について採決いたしますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。次に、日程第2、報告事項1、品川区教育大綱の策定について説明をお願いいたします。庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから品川区教育大綱の策定についてご説明をいたします。

昨年度、1年間を要しまして、総合教育会議等でもご議論いただきまして、このたび、品川区の教育大綱が完成をいたしました。

簡単に中身のご説明をしていきたいと思っております。表紙等につきましても、いろいろとデザインをしております。

ページをめくっていただきますと、最初のページが、区長の大綱策定にあたっての思いが書いてあります。

2ページをごらんいただきますと、大きく4つの題目に分けております。大綱の策定にあたって、品川区の現況と課題、基本理念と方針、大綱の実現に向けてという4つの構成でございます。

3ページ、4ページをごらんください。中身につきましては、ほとんど、第3回の総合教育会議で配付した時と特に変更はございません。1-1は策定の趣旨、1-2は大綱の位置づけという形で書いてございます。

それから、4ページですが、デザインを少しきれいにしました。ただ、項目の位置づけなどは、特に変更はございません。

それでは、5ページ、6ページをお開きください。品川区の現況と課題ということで、これも大きく変更はございません。2-1に関しましては、品川区がこれまで教育に対して取り組んできた事業です。保幼小連携とか、プラン21とか、その辺の部分を書いております。

それから、2-2のほうで、品川区の教育を取り巻く状況の変化ということで、人口が平成39年にはピークを迎える、2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会な

どが控えているというような部分がございます。

それでは、7ページ、8ページをごらんください。ここからが大綱の一番重要な部分となっております。

まず、基本理念です。「共に 育み つなぐ 教育都市しながわ」ということで、こちらは、家庭・学校・地域などが共に支え合って、教育都市しながわを目指していくというような部分が、主な趣旨となっております。

8ページは、基本理念の概念図ということで、こちらはかなり見栄えをよくしている部分と、子育て関係で中心となっている事業を周りにつけております。

9ページ、10ページをごらんください。基本理念と方針というところでございます。これは、就学前の教育の充実、2番として学校教育の充実、それから、11、12ページをめくっていただきますと、3番目として青少年教育の充実、4番目として生涯学習・スポーツの充実。13ページをめくっていただきますと、文化芸術の振興という形で、5つの構成となっております。

1番目の、9ページに戻っていただきますと、就学前教育の充実というところで、丸の2つ目、「障害児の低年齢化・多様化に対応した早期からの発達相談や療育を充実させ、専門的な療育を受けながら地域で安心して過ごすことができるよう、関係機関や庁内組織間の連携を強化し、家庭支援を含めた児童の成長発達段階に応じた支援体制の整備を推進していきます」というところです。この部分は、総合教育会議の後、新たに加えた部分となっております。

それから、10ページをごらんいただきますと、ここが一番、教育委員会としては関係するところであります。総合教育会議の中で、順番を見直してはというようなご意見がありまして、少しその辺も踏まえて、順番を変えております。ですので、いじめ防止対策推進条例の部分を1番目に持ってきているというような変更がなされています。

それから、2つの項目を一つにまとめているというような部分もございます。

それでは、11ページ、12ページです。この部分につきましては、微修正はありますが、内容に変更はございません。いろいろ写真等をつけて、見栄えをよくしているというところでございます。

それから、ページをめくりまして、13ページ。文化芸術の振興というところでございますが、ここも大きな変更はございません。

最後に14ページです。大綱の実現に向けてということで、こちらも図を、より見やすくしております。内容については、教育委員会、区長部局、それから所管する各種事業、これらが共に情報共有等連携をしていくという部分の趣旨については、特に大きく変わりはないものとなっております。

最終ページには、しながわの「わ」を入れて、教育大綱が無事完成しているというような状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 どのぐらいの範囲に配布しているんですか。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 各学校に配布をするようにしております。それから、ホームページにも

掲載しております。

【鈴木委員長職務代理者】 保護者に配っているということではないですね。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 学校に何部か用意しまして、必要に応じて保護者に配るように考えています。

【菅谷委員長】 思いのほかに見栄えがよくなったな。読ませていただいて、すごくわかりやすくいいか。特に字ばかりでないというところがね。

【菅谷委員長】 いいんじゃないかという感じなんですね。

質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、品川区教育大綱の策定についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2 平成27年度後期一般監査の結果について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、平成27年度後期一般監査の結果についてご報告をいたします。

1 ページ下、教育委員会事務局としましては、品川図書館、それから、当時は小中一貫校で、現在、義務教育学校の八潮学園、それから2 ページをおめぐりいただきまして、小学校が、浅間台、第四日野、大井第一、伊藤、京陽、延山、大原、宮前、中学校が大崎中学校となっております。

教育委員会の指摘事項としましては、3 ページをごらんください。まず、1 の(1)になります。教育委員会事務局とあって、下のほうですね、契約事務についてというところ です。

まず、品川図書館でございます。総務部長の通知によりまして、1 件の予定価格が10 万円以上の随意契約については、2 者から見積をとることとなっておりますが、品川図書館で、「品川図書館4 階事務室電話移設工事」につきましては、1 者からしか見積をとっていなかったということで、指摘をされてございます。

続きまして、その下(2)です。地図の売買契約の関係でございます。時期的にも近い時期に、同一の内容の物品を、同一業者に分割して発注しているという点での指摘を受けてございます。同じ岩手県の地図ということでございます。

それから(3)です。こちらは浅間台小学校なんですが、先ほど説明しましたとおり、総務部長の通知で、1 件10 万円以上の随意契約の見積なんですが、こちらは、下のほうのAとIを見ていただきますと、同じもの見積を出さなければいけないものが、違うもの見積をそれぞれの会社に頼んでいるということで、Aを見ていただきますと、野菜の種、これが35 袋、それから38 袋となっております、3 袋違うと。さらにもう一度、野菜の種25 袋と、B社に対しては30 袋ということで、これでは全然相見積にならないというようなことが起こってしまいました。

それから、2 のところ です。支出事務につきまして、(1)です。現金出納簿について、

平成26年6月13日に資金前渡を受けた自動車損害賠償保険料、4万40円の記帳がされていないと。現金管理において記帳の正確性は必須であるということで、必ず、現金を扱う場合、現金出納簿をつけるということになっているんですが、そのつけ忘れというようなことになります。

それから、(2)です。(2)につきましては、延山小学校ですが、トイレの改修の工事につきまして、検査員、立会人について、別々の者が担当することとなっているんですが、同一人物の印が両方に押されていたという指摘でございます。

それから、3番目です。給与事務について、こちらも延山小学校ですが、住居手当の支給について、賃貸借契約書の写しに記載された契約期間が満了しておりまして、新たな賃貸借契約の写し等がまだ提出されていないにもかかわらず、住居手当が支給されているということがありました。毎年この給与事務に関しては、扶養手当もそうなんですけれども、そういう証明書類が提出されないまま金額が支給されているというケースがありますので、これについても嚴重にまた注意をしていきたいと考えております。

それから、4番目、現金の管理についてというところです。こちらは大原小学校なんですけれども、通常、現金で支払いをする場合については、銀行口座からお金をおろして、それで現金を払うということにしているんですが、ここの例を見ますと、平成26年7月29日に口座から現金を4万623円をおろしているんですが、支払いがその年の9月18日ということで、かなりの期間、この現金がどこに保管されていたかはわからないんですけれども、口座に入れないうまま保管をされていたということです。こういう長い期間があれば一度、口座に戻すなどの対応をするべきであったというところを指摘させていただきます。

5番目です。劇毒物の管理について、まずアのところです。水銀がゴム製のラップでふたをしたビーカーに保管をされていて、かつ、そこには「水銀」という表示もないまま保管をされていたということがありました。こちらについては八潮学園です。

それから、5ページに行きまして、こちらも容器に劇物との記載がされていないものや、記載が見えづらいものというのが、京陽小学校でございました。

それからウについては、劇毒物の管理について、硝酸銀及び塩酸の劇毒物管理簿に、受入年月日及び管理者名が記入されていなかったということがあります。

ア、イについては、もし事件が起きれば、管理状況を指摘されるものでございます。本日は副校長会もありまして、その中でも指導をさせていただきました。今後もこのようなことがないように十分注意していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【菅谷委員長】 どうぞ。

【鈴木委員長職務代理者】 これも毎回出て、特に毒物、劇物に関しては、毎回言われて、我々も行くたびにチェックをしているけれども、でも、こういう状況が出てくるというのは……。マニュアルみたいなのはできているんですか。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 学校事務マニュアルというのがありまして、それに応じた形で進めていくというようなもので、しっかりやっております。それから、理科の教員に関しては、当然、そういう劇毒物の管理というのは、マニュアル化されていますので、それに応じてしっかりとやっているといるというものでございます。

【鈴木委員長職務代理者】 でも、実際に出てきているんですからね。だから、どういうチェックをされているのか。それは何遍も話はしているんだろうけれども、何か具体的なチェックの方法を考えないと、同じことを繰り返していますよね。

【富尾委員】 やりましたというようなチェックをして、何々という名前を提出していただくみたいな方法のほうが、確実なんじゃないですか。でも、そこまでするのは、何か、信頼関係があれですか。

【市川委員】 それは当たり前のことなんですよ。月に1回、そういう日を設けるとか、校長の立ち会いでね。そういうのは当たり前になっていかないと、毎回毎回ですよ。そこは今日も注意があったようですけども。

あと、そのほかに各学校で、金銭あるいは見積合わせ等については、基本的に事務主事がやるんですか。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 そうですね、事務主事がやる場合もございますし、学校によっては、区の非常勤がその事務をやっている場合もあります。それは学校によってまちまちです。

【市川委員】 そこがちょっとね。毎回何件も何件も出てきて、指示徹底はしているでしょうけれども、基本的には限りなくゼロにはしないと。だから、くどく、いつも言っているのは、そういうところが学校のいろいろな面で、ちょっと足らなさかなという感じがするんです。

【菅谷委員長】 何か、毎回いつも同じなんで、言うことがなくなって。

でも、分析してみると、このお金に関するとか、契約に関する事務というのは、いつも同じなんです。同じことができないというところにやっぱり問題点があるんですね。それを、同じことができないというところは、誰がチェックしているかですよ。最終的には多分これ、学校での契約事項ですけど、校長先生が判を押すんですよ。

【市川委員】 だと思っただけです。

【菅谷委員長】 そのときに、こういう内容だからということが、校長先生が把握をして押しているかどうかということですね、最終的には。責任は校長さんになってしまうから。どう見たって、これは相見積のときの数の問題からいってね、こんなのあり得ないでしょう。

だって、野菜の種を買うということは、当たり前の行為でしょう。そのときに、相見積をとるというのは当たり前のやり方なんですけど、それぞれが要求したものが違うということは、いかに数字をいい加減にやっていたか。いい加減な数字を見ないで、判を押していたということになってしまいますよ、これね。誰が判を押したかはわからないけど。

でも、最終的に校長先生になるとしたら、僕はいつも思うんですけど、この一般報告というのは、監査が終わった後に報告が出てきます。それで教育委員会に上がってくるから、教育委員会がいろいろな場面で、これはちゃんとしなさいと言うんです。聞いているときは、僕はちゃんとやろうと思っただけだと思いますよ。校長さんも副校長さんも。でも、それを忘れてしまうんです、人間ですから。だから、監査の始まる前に、こんな不首尾があったよということは、もう一度PRせざるを得ないなという感じがします。

それからもう一点、八潮学園のこの例ですね。前に僕がちょっと話をしたときも、ちょっと訂正したようなところですが、これは中学の理科の先生がもうちょっと頑張ればいい

などというふうに、ちょっと申し上げたと思うんです。でも、八潮学園の校長先生は理科の先生で、相当なベテランです。だから、校長先生が見ていないなということが、はっきりわかりますね、これ。こういう状態ではね。

だから、やっぱりこれも含めて、監査の前に、もう一度こういう事件、事案があったよというのをPRして、同じようなことを絶対しないでほしいというと、少なくともこういうのは防げるんじゃないかなという感じがするんです。契約事務というのは、ずっとやっていますから、そのときじゃなくて、監査で、物品を見るところ、これは防げるなという感じですが。何かちょっと寂しいですけど。

八潮学園の、一貫校ですから、理科室は2カ所あるんですね。小学校のほうの理科室だと思いたい。と思っていますけれども、理科の先生の責任だけじゃなくて、学校全体の体制だと思うんです。なれきっちゃっているから。そうするとこういう見落としがあるなという感じですね。ラベルがないとか何とかというところも、全部そうですね、これは。なれきっちゃっているんです。

【市川委員】 これは、監査が入るのは、事前に通知があるんですよ。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 そうですね。監査が入る前には、事前に監査から通知がありますね。

【市川委員】 普通なら、監査があるから大丈夫かというのが、受入のほうで。事前にやっておくんですよ、どこでも。

【庶務課長】 まさに市川委員のおっしゃるとおりで、事前に監査があるということで、しっかりこの辺はチェックをしているのですが、やはり漏れてしまっているところがあるということでございます。

【市川委員】 だから、本当にくどくて申しわけないんですけど、やっぱり校長、副校長なんかのマネージメントというのは、僕はそういうところだと思うんですよ。基本的に、そういうところをきちんとできているかどうか。理科室や何かだつて、定期的に自分のところで、自浄作用がきちんとできているかどうか。やっぱりそこが僕は大事なところだなと思っているんです。

どこに行っても監査というのは、事前に、大丈夫か、大丈夫か、指摘がないようにやれよという感じで、やるのが普通なんですけれども、そこをもう少しね。事務局のほうで少し、いろいろな機会におっしゃっていただいたほうがいいと思うんですね。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 毎度毎度ご指摘されている事項で、同じものが多くございます。そういう意味でも、校長会、副校長会を通じて、いつも監査の指摘事項ということでお話ししているんですけども、どうしても抜けてしまう点もあるというところではないかなと思いますので、これは逐次、校長先生、副校長先生に、チェック体制を充実していくこと、当然、事務をやっている当人ですね、事務主事会というのも……。

【市川委員】 そこも、そこいらでチェックができるはずなんですよね。それが主管事務なんだから。

【庶務課長】 はい。ですので、事務主事会というのも定期的に行っております。こういった部分でも、また再度チェックをしてやるような体制で、とにかく言い続けていくしかないのかなというように思いますので、今後も注意してやっていきたいと思っております。

【鈴木委員長職務代理者】 何か、同じ反省で、抜本的な改革の体制をとらないといけ
ないような気がするんですけどね。

【教育長】 何を言っても言いわけになってしまうんですけども、とにかく金銭のこ
とに関しましては、今、庶務課長が話しましたように、事務主事会を通してまた、状況を
伝えて、繰り返しやっていくのと、監査直前になって、そこでまた修正できるものばかり
ではありませんので、日常的なところから、口を酸っぱくも言っていくしかしようがない
だろうなと思います。

それから、監査委員にも、少なくとも監査があるということがわかるわけだから、それ
に向けて整備できるところはできないんですかということ、かなり言われました。理科
室なんかはそうだろうと思いますので、監査前にそれぞれの担当課長から当該校について、
また全体についてきちんと、そういうのを見直す機会にするという話をしていきたいなと
思います。

今回、一つだけ言いわけさせていただきますと、10校のうち、全く指摘がなかった学
校も3校あるんです。そういうところは、実際どうやっているかという、例えば宮前小
では、理科準備室の薬品は、全教員でチェックをするというような機会を設けているん
ですね。小規模校だからできるというものもあるのかもしれませんが。

それから、年に一度の棚卸し作戦というのをやって、薬品を全部、総ざらいをするとい
うようなことをやっているところもあります。

また、京陽小ですとか、延山小ですとか、四日野小あたりも、薬品の下に砂を敷いて、
薬品の瓶が倒れないように、薬品庫の中を工夫しているなんていうところもあって、そ
ういうところは指摘がないところ。しかし、いい取り組みもあるけれどという中で、こ
ういったような指摘がありましたので、そういう情報共有の場を、教育会の理科部、山口
校長が部長なんですけれども、もうこれは去年から言っていて、理科部の中で、学校
が集まるときに、その理科室の準備室の経営の仕方みたいなものを、中学校の理科の教
員が小学校に教えながら研修する機会も授業だけじゃなくて実施しなさいというような話
もしております。毎月ありますので、それが一つの意識づけになっていくかなと。

いつも監査では教育に対する指摘がありまして、年に何回かあるんですけども、非常
に肩身の狭い状況がありますので、次回に向けてぜひ改善を図っていただければと考えており
ます。

【菅谷委員長】 教育委員会視察も、次に監査になりそうな学校を。

【富尾委員】 監査前チェックみたいな。

【菅谷委員長】 意図的にそこを見るというのも、一つの手だよな。

【庶務課長】 そうですね。

【菅谷委員長】 よろしくをお願いします。

次は、よろしゅうございますか。

それでは、平成27年度後期一般監査の結果について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項3 平成28年度学級編制について説明をお願いいたします。
学務課長。

【学務課長】 それでは、私のほうから平成28年度学級編制についてご報告いたします。

資料4というカラー刷りの資料になります。表が小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童/学級数。裏面が、平成28年度中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒/学級数ということで集計をしております。

なお、本日のこの資料でございますけれども、欄外のところにも書いてありますとおり、平成28年4月1日現在ということでございます。もう10日ほど経過しているということで、この間、もう数字が動いているということ、まずご了承願いたいと思います。

また、これからこの説明に入りますけれども、小学校という際には、義務教育学校前期課程を、中学校という際には義務教育学校の後期課程を含んでいるということで説明をさせていただきますので、あわせてご了承願いたいと思います。

それでは、まず学級編制の考え方でございますが、公立小中学校の学級編制は、国が義務教育の全国的標準の維持、向上に資するために1学級の児童・生徒の標準を定めております。それに加えて、各都道府県が国の基準に基づき各都道府県教育委員会の基準を設定しているということでございます。

また、平成24年度の、いわゆる義務標準法の改正が行われまして、市区町村の教育委員会は、学級編制について都道府県教育委員会との事前協議の必要がなくなり、事後届け出でよくなったということになっております。これにより、市区町村の教育委員会は地域や学校の実情に応じて柔軟に学級編制ができるようになってございます。

義務標準法では、小学校1年生は、1学級35人、2年生から6年生及び中学校の全学年は1学級40人学級というのが標準となっておりますけれども、東京都は小学校2年生と中学校1年生において35人学級で対応する対応をとっております。一応、教員の加配措置ということで実施をしております。

この都の加配措置に加えまして、品川区独自の対応といたしましては、品川区固有職員を活用するなどして、一部の学級で必要に応じて35人学級による学級編制を、いわゆる弾力的運用ということで行っているところでございます。

以下、1枚目の下のところに、ちょっと枠で示してコメントが書いてございます。黄色の枠ですと、学級規模縮小ですとか、緑のところですと、学級数を増やさず教員加配のみを選択ですとか、そういう注釈をつけてございますので、それを参考にさせていただきなから、まずこの小学校の表をごらんいただきたいと思います。

まず、黄色で色分けしている部分でございますけれども、これは学級の人数規模を縮小して学級数を増やしたということでございます。

1番の品川学園の2年生、今120名となっております。2年生は、国基準では1学級40名となりますので、本来だと3学級ということになりますけれども、2年生は都の35人学級、加配対応ということにより、1学級の規模を縮小して4学級として、この場合は編制しております。120に対して、右側の学級数4も黄色く印をしております。

それから、以下、例えば、9番の芳水小、18番の伊藤小、ちょっと飛びまして30番の戸越小、31番の旗台小、この2年生につきましては、それぞれ72人から74人という児童数ですので、本来の40人に照らし合わせますと、2学級となるところでございますけれども、いずれも同様の基準、つまり35人学級の加配対応に照らし合わせて、3学

級としているものでございます。また、27番の源氏前小学校の2年生につきましては、36人ということで、これも2学級として編制しております。

次に、ピンク色で示しました、28番の第二延山小学校の1年生でございますけれども、これは区の弾力運用によりまして、107人に対して3学級ということで編制をしているものでございます。一番下の37番の豊葉の杜学園の6年生につきましては、同じピンクの弾力運用でございますけれども、ここは71人で、一応3学級として編制しております。これは、これまでも3学級として編制してきた経過もあり、今年度についても引き続き、昨年同様3学年でということで編制をしたものでございます。

次に、緑色の36番の八潮学園2年生でございますけれども、106人の3学級で編制しております。これは学級数を増やさずに教員の数だけを増やし、いわゆるティームティーチングによる対応を選択したということでございます。

本年度、小学校の特徴は、まず2番の城南小学校ですけれども、新1年生が73名で3学級となりました。ということで、1学級1年生が増えているところでございます。それから、11番の第四日野小学校、そして、27番の源氏前小学校の1年生につきましては、昨年に引き続き2学級編制という形になってございます。13番の鮫浜小と29番の後地小学校の新1年生につきましては、ほかの学年が単学級であるのに対しまして、新1年生については2学級というように、2学級編制ということになりました。

一方で、23番の中延小学校の新1年生でございますけれども、新1年生13人と、唯一10人台ということになってございます。

また、全学年単学級の学校は、今、申し上げました中延小学校のほか、3番の浅間台小、26番の宮前小、32番の上神名小、34番の清水台小と5校ということになりまして、昨年より1校減っているという現状でございます。

また、10番の第三日野小学校と、28番の第二延山小学校は、通学区域の児童数で既に受入枠がいっぱいとなったために区域外入学はございませんでした。

一番下の合計欄をごらんください。以上によりまして、28年度の通常学級の児童数の合計は1万4,340人、481学級となりまして、昨年の5月1日現在の児童/学級数に比べますと、436人、6学級増えているということでございます。

なお、義務教育学校の新1年生の入学者につきましては、この表では562人、先日の新聞報道では563人ということで報道をされているところでございます。

次に、裏面の中学校の学級編制をごらんいただきたいと思えます。

先ほどご説明したとおり、7年生は35人学級で、都の加配があるということでございます。学校の実情に応じまして、学級増か、それとも教員の加配か、いわゆるティームティーチングかを選択しているという状況でございます。

黄色で囲みました、1番の東海中と13番の荏原平塚学園の7年生は、学級増ということです。

緑で囲みました、3番の日野学園、5番の浜川中、12番の戸越台中、15番の豊葉の杜学園の7年生につきましては、教員加配を選択したというものでございます。

ピンクで囲みました14番の八潮学園の2年生は、弾力的運用として3学級で編制したものでございます。

今年度の傾向といたしましては、まず、1番の東海中と5番の伊藤学園の7年生は、昨

年度の入学者数に比べて大幅な増になっていると。学級数も増えています。今のところまだ詳しい分析はしてませんが、主な要因としては、指定校以外への、要するに希望者数が昨年より少なかったと。要するに出て行く人が少なかったということが、まず統計で出ています。

例えば、東海中では22人少なくなっていますし、浜川中では34人、希望選択というか、外へ出て行くという人数が減っているところでございます。

一方で、2番の品川学園や、10番の荏原五中の7年生については、今、申し上げた東海中、伊藤学園とは逆に、昨年と比べ減となっております。学級数も減となりました。この要因は、逆に言いますと、指定校外からの希望申請数が少なくなっていると。学区域外から希望で来る人が、逆に今度は少なくなっているということがございます。品川学園では42名減ってございます。荏原五中では17名減っているということでございます。

一応、整理いたしますと、今、学校名を挙げて申しあげました4校の増減には、いずれも地元志向が高まったということが一つの要因ではないかなというふうにも今のところ考えているところでございます。

合計欄をごらんください。以上によりまして、中学校の通常学級の生徒数の合計は4,818人、147学級で、こちらも昨年5月1日現在の生徒/学級数と比べますと、10人の増、学級数は増減なしとなっておりますけど、内訳といたしましては、5校でプラス5クラス。5校でマイナスの5ということで、中の増減はございますけれども、最終的にはプラマイゼロの学級数という形になってございます。

概略的ですけども、私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 質疑はございませんね。

ちょっと私のほうからいいですか。

この中に数字があまりないんですけど、特別支援の対象の子供の数は、前年に比べてどうですか。増加ですか。全体像はちょっと増加していますけれども、それに対して特別支援の対象となっている子供というのは、小中でどうですか。

学務課長。

【学務課長】 27年度に比べますと、中学校が昨年は128名ということですので、9名ほど増えているという形で、クラスにつきましては、1クラス分、その影響で増えてございます。

それから、中学校につきましては、昨年は65名、今年度が71名ということで、一応6名ほど増えているということです。クラスも1学級増えている。

【菅谷委員長】 やはり増えているんですね。

【学務課長】 はい。

【菅谷委員長】 質疑はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、平成28年度学級編制についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたしました。

次に、日程第2、報告事項4 平成28年度移動教室について説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 お手元の資料5をごらんいただきたいと思います。

平成28年度移動教室についてご報告をいたします。移動教室は、教育課程の一環として、自然の中で体験学習や歴史に関する学習を通じて、集団活動における規律や連帯感を養うということを目的に毎年実施しているものでございます。

まず、小学校の移動教室でございますけれども、宿泊先は、昨年どおり、日光の光林荘を利用し、6年生と特別支援学級の3・4・5・6年生を対象に、2泊3日の日程で実施いたします。各学校の日程につきましては、資料を1枚おめくりいただきまして、別紙1の実施計画表をごらんいただきたいと思いますけれども、今月、4月20日、一番表の上になりますけれども、4月20日から21日、1泊2日ということで、実地踏査を行います。その後、5月11日の京陽小学校、それから戸越小学校を皮切りに、一番下のほうまで、9月16日に帰校するまでのこの期間で、37の小学校と特別支援学級、全ての学校が日光での移動教室を行います。

ちなみに、特別支援学級は12番ということで、6月1日から6月3日で行うというような予定になっております。

次に、中学校になりますけれども、頭のほうに戻っていただきまして、中学校の移動教室については、菅平と裏磐梯の2ルートに分かれています。宿泊先でございますけれども、磐梯高原は磐梯桧原湖畔ホテル、菅平はホテルニューダボスを予約しているということでございます。対象は7年生と特別支援学級の7・8・9年生で、日程は2泊3日でございます。

2枚ちょっとめくりいただきまして、別紙2、3ページになりますけれども、こちらに中学校の具体的な実施計画を添付してございます。昨年度は、磐梯高原が中学校は9校、菅平は中学校6校と特別支援学校ということでしたけれども、今年は東海中を除き、残り全てが磐梯高原に集約されたというのが一つの特徴になってございます。

まず、5月の連休明けの8日から10日におきまして、実施踏査を行います。そして、磐梯高原ルートですけれども、5月25日の品川学園から、15番の9月16日に帰校する鈴ヶ森中学校まで15回行います。また、下のほうの菅平のルートでございますけれども、こちらは東海中のみで、5月17日から1泊で実施踏査を行い、7月6日から7月8日に、移動教室を行うというようなことで計画をいたしております。

昨日、これにつきまして、中学校の移動教室の実地踏査に行く教員が集まって説明会を行っております。本日も3時から小学校の実地踏査の説明会を行っているということで、事務は粛々と、実地踏査に向けて進んでいくという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 どうぞ。

【富尾委員】 中学校のことについて、宿泊先、この2ルートはどうやって選択をするのか、それぞれの学校が希望をしてということで決めているんですか。

【菅谷委員長】 学務課長。

【学務課長】 今はもう単独で、菅平は東海中だけになってしまったということでございますけれども、以前は、そのずっと昔は松崎学園というところで全校が行ってまして、その後、平成4年から平成15年ぐらいまでずっと磐梯高原で全校一緒にやっていたんですね。

その後、いろいろな学校の特色が出て、いつか鈴ヶ森中が飯田でやってみたりとか、

品川学園、要するに昔の城南中が高速でやってみたりとか、少し特色を出すような形がありましたけれども、震災のことがありまして、そのときに一旦、菅平に行ったという経過がありました。その後、徐々に自然の体験に恵まれるとか、歴史的な遺跡、文化的な遺跡が多いということもあります、登山ルート交通も便利だということもあって、やはり菅平も経験したけれども、磐梯高原のほうが充実した移動教室が行われるというようなことにはなってきたんですね。

それで、少しずつ磐梯高原のほうに今戻ってきておりますけれども、東海中だけが、これは学校の考え方なんですけれども、28年度のこの7年生が行くと、一応、3年間、菅平で行うことになって、一回り菅平でやりたいという校長先生の希望がありまして、恐らく来年は、全て以前のように磐梯高原のほうに一本化で集約されることになっていくのだらうと思っていますので、今年、いろいろそういうことがあって、菅平に避難したりしたこともありましたけど、また前の状況に戻ってくるんじゃないかなということで、この決め方というのは、要するに校長先生なりの考え方が少し反映されるということでございます。

【菅谷委員長】 よろしゅうございますか。
学務課長。

【学務課長】 今回の資料のその他のところに、磐梯高原移動教室は実地踏査で安全を確認後に実施すると、ここに一つコメントが入ってございますけれども、これは、今、申しましたように、昔は保護者の方が、放射線量はもう心配ないのかというようなこともありまして、実地踏査のときも、本番のときもそうですけど、必ず放射能測定器を持って行きます。去年の数字ですけれども、区の基準が0.23マイクロシーベルトぐらいなんですけれども、現地ではかっても、0.16マイクロシーベルトぐらいしかないというようなところですよ。

逆に言うと、そういう観光するところとか、見学するところも、そこではかったところ以外のところは選択しないように、幾つか見学コースはあるんですけども、勝手に、はかっているようなところはコースに入れないように、そういうことも配慮しながら行っているものでございます。

【菅谷委員長】 よろしゅうございますか。
(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、平成28年度移動教室についてよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。
そのほか、ありますでしょうか。

【庶務課長】 特にございません。

【菅谷委員長】 それでは、非公開の会議に移りたいと思います。傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)